

損害賠償請求控訴事件

(原審令和4年(ワ)第21897号 損害賠償請求事件)

控訴人(一審原告) 開沼 博

被控訴人(一審被告) 福田 健治 外1名

控 訴 理 由 書

令和7年8月12日

東京高等裁判所 御中

控訴人(一審原告) 訴訟代理人弁護士 根 岸 圭



控訴人の控訴理由は以下のとおりである。なお、本書の略語・用語の略は、特に断りのない限り原判決の例によるものとし、被控訴人福田健治を「一審被告福田」、被控訴人特定非営利活動法人 OurPlanet・TV を「一審被告法人」と表記する。

第1 一審被告福田が一審原告に賠償すべき損害額は220万円とされるべきである。

1 控訴理由の概要

- (1) 原判決は、本件記者会見における一審被告福田発言が本件摘示事実1を摘示している旨の一審原告の主張については認めなかった(原判決12頁)。

しかしながら、一審被告福田発言は、本件記者会見に先立って報道機関に送付され、司法記者クラブの掲示板に張り出されていた本件通知、本件記者会見の場で配布されていた別訴訴状及びLINEメッセージと一体とな

って、その受け手に理解される関係にあったのであり、少なくとも、黙示的には本件摘示事実1を摘示している。

- (2) 原判決は、本件通知及び本件記者会見発言による名誉毀損を肯定しながら、一審被告福田の賠償額は55万円（慰謝料50万円＋弁護士費用5万円）であるとした。

しかしながら、一審原告の社会的追放を企図していたとしか評価し得ない極めて悪質な事案である本件において、賠償額55万円は低廉に過ぎる。

一審被告福田の賠償額は、他の事案との比較からしても、220万円（慰謝料200万円＋弁護士費用20万円）とされるべきである。

2 一審被告福田発言は本件摘示事実1を少なくとも黙示的に摘示している。

(1) 一審被告福田発言の内容

一審被告福田は、本件記者会見において、冒頭で、一審原告による「理由のない圧力」があった旨を述べ、「このイベントがですね、終わった後の9日から10日にかけて、その後ですね、開沼さんから原告に対して様々な圧力がかかるようになります。彼の行為が、盗撮であり、かつ住居侵入にあたると、それによって彼が刑事処分を受ける可能性があるということを書いてですね、その撮影のデータを削除し、謝罪をするようにということ、周囲の友人を通じて彼に求めました。非常に、あのう、悪質な事案であるという風に考えております。まず第1にですね、これらの彼のいわば恫喝というのがですね、まったく事実に基づいていないということです」（本件発言1）などと発言した。

(2) 原判決の認定

原判決は、被告福田発言には、一審原告が田中に対して直接的に恫喝行為を行ったということを明示的に述べる部分はなく、直接的に恫喝行為を

行った旨の記載がある本件通知や本件訴状についても言及していないから、一審被告福田が本件記者会見自体において本件摘示事実1（原告が田中に対し、本件報告会への田中の参加と本件写真撮影等が住居侵入及び盗撮に該当する行為であり刑事責任を問われる可能性があるなどとして謝罪やデータ削除を求める事実に基づかない恫喝行為を、直接的に行ったという事実）を明示又は黙示的に摘示したとは認められないと判示した。

しかしながら、仮に、一審被告福田が本件記者会見において、一審原告が田中に対して直接的に恫喝行為を行ったと述べていたり、直接的に恫喝行為を行った旨の記載がある本件通知や本件訴状について言及していれば、当然に、一審被告福田発言は本件摘示事実1を摘示したことになるのであって、本件において、検討されなければならないのは、明示的には直接的に恫喝したと発言はしていない状況における摘示事実の内容である（より正確には、一審被告福田は、直接的に恫喝した旨を発言しなかったのではなく、一審被告法人によって編集され、本件記事に埋め込まれた本件記者会見動画には、一審被告福田の同発言部分が含まれていなかったに過ぎない。）。

原判決の理由付けは、一審被告福田発言が本件摘示事実1を明示的に摘示していない理由とはなり得ても、黙示的に摘示していないことの理由になるものではない。

以下に述べるとおり、一審被告福田発言は、少なくとも黙示的には本件摘示事実1を摘示している。

（3） 一審被告福田発言は本件摘示事実1を少なくとも黙示的に摘示している。

ア 判断基準

ある表現が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断さ

れる（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

また、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評を表明したものであるかを区別するにあたっては、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるか否かによって判断される（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

すなわち、ある表現がいかなる事実を摘示しているか、そして摘示事実が他人の社会的評価を低下させるものか否かについては、「一般読者の普通の注意と読み方」を基準として判断されるのであり、本件においても、検討されるべきは、一審被告福田発言の受け手である「一般読者」が一審被告福田発言をどのような内容として受け止めるかについての判断である。

更に、ここで注意されなければならないのは、「新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提と

して前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」(最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁)と判示されているとおり、事実摘示には、黙示的な方法による場合も含まれるということである。

イ 一般読者は、一審被告福田発言と資料（本件通知、別訴訴状及びLINEメッセージ）とを一体のものとして理解する以上、一審原告が田中を直接的に恫喝したと受け止める。

（ア） 一審被告福田は、一審原告による「理由のない圧力」があった旨を述べ、一審原告から田中に対して「様々な圧力」がかかるようになったと発言している。

上述したとおり、一審被告福田は、本件記者会見において、一審原告による「理由のない圧力」があった旨を述べ、一審原告から田中に対して「様々な圧力」がかかるようになったと発言している。

一審被告福田発言のうち「彼の行為が、盗撮であり、かつ住居侵入にあたると、それによって彼が刑事処分を受ける可能性があるということを書いてですね、その撮影のデータを削除し、謝罪をするようにということを、周囲の友人を通じて彼に求めました。」については、一審原告が田中を間接的に恫喝したとの事実を摘示するものであるが（原判決11頁）、「理由のない圧力」、「様々な圧力」との発言は、間接的に恫喝したことを示すものではない。

上記発言を敢えて間接的な手法による恫喝と限定的に解釈することはむしろ不自然であり、以下に述べる発言時の状況からすれば、一般読者は、一審原告が田中を直接的に恫喝したものと理解するものといえる。

(イ) 一審被告福田は、本件記者会見に先立ち、本件摘示事実1が記載された本件通知を報道機関に送付し、同書を目にした記者が本件記者会見に出席していた。

本件記者会見は、平成31年3月7日に予告なく突如として開催されたわけではない。

一審被告福田は、平成31年3月6日に、「記者会見のお知らせ 福島復興イベントをめぐる開沼博氏（立命館大学准教授）による恫喝行為について 慶應義塾大学の学生が損害賠償を求めて提訴」と題した案内書（本件通知）を、司法記者クラブの幹事社（毎日新聞社）及び在京福島の報道機関6社にファックス送信し、翌7日の15時45分に、東京地方裁判所2階の司法記者クラブで本件記者会見を実施することを予告した（甲4）。同予告に基づき、同日同場所で開催されたのが本件記者会見である。

本件通知には、「事案の概要」として、下記のとおり記載されていた。

原告である慶應義塾大学の学生は、2018年10月8日、特定非営利活動法人ハッピーロードネットが主催する「日本・ベラルーシ友好訪問団2018報告会」と題する公開イベントに参加し、その様子を写真や動画で撮影した。

その後、同報告会に主催者側で関与していた開沼博氏は、同報告会への原告の参加と写真撮影が、住居侵入・盗撮に該当する行為であり、刑事責任を問われる可能性があるなどとして、謝罪やデータ削除を求める何ら事実に基づかない恫喝行為を、原告に対して直接行うほか、原告の友人らや、本件と関係のない原告の出身高校や原告が在籍している慶應義塾大学を通じて行った。

本訴訟は、被告によるこれら恫喝行為が、強要でありかつ名誉毀損・名誉感情の侵害にあたるとして、不法行為に基づく損害賠償として165万円を請求するもの。提訴先は東京地方裁判所。

上記記載のなされた本件通知が本件摘示事実1を摘示していることは原判決が正しく認定するとおりであるところ(原判決9頁～10頁)、本件記者会見に出席した記者は、本件通知を受け取り、あるいは、掲示板に張り出された本件通知を目にして、本件記者会見に出席した記者である。

すなわち、本件記者会見における一審被告福田発言は、予め送付していた本件通知と一体となって、受け手に理解される関係にあった。

(ウ) 一審被告福田は、本件記者会見において、本件摘示事実1が記載された別訴訴状(丙20)を配布していた。

一審被告福田は、本件記者会見において、別訴訴状(丙20の1頁～8頁)を出席者に配布していた。

別訴訴状2頁の「第1 本件の概要」には、下記のとおり記載されていた。

原告は、平成30年10月8日(以下、日付は特に断らない限りすべて平成30年である。)、特定非営利活動法人ハッピーロードネット(以下「ハッピーロード」という。)主催する「日本・ベラルーシ友好訪問団2018報告会」と題する公開イベント(甲1[チラシ]。以下「本件報告会」という。)に参加し、その様子を写真や動画で撮影した

(以下「写真撮影」と総称する。)

その後、被告は、本件報告会への参加と写真撮影が、住居侵入・盗撮に該当する行為であり、刑事責任を問われる可能性があるなどとして、謝罪やデータ削除を求める何ら事実に基づかない恫喝行為を、原告に対して直接行うほか、原告の友人らや、本件と関係のない原告の出身高校や原告が在籍中の大学を通じて行った。

本訴訟は、被告によるこれら恫喝行為が、強要でありかつ名誉毀損・名誉感情の侵害にあたるとして、不法行為に基づく損害賠償として165万円を請求するものである。

また、別訴訴状3頁には、「2 被告による恫喝・名誉毀損」の項目内で「(1) 原告への直接の圧力」と記載がなされ、別訴訴状9頁の「1 強要」の項目には、下記のとおり記載されていた。

上記第2・2(1)ないし(5)記載の本件恫喝行為は、原告に対し、直接間接に、原告による本件各イベントへの参加と写真撮影が、盗撮にあたり、住居侵入・名誉毀損・侮辱罪やプライバシー権を侵害する不法行為であり、またこれによって大学からの事情聴取や処分の対象となり得るなどの害悪を告知し、写真撮影について謝罪し写真データを削除する旨の書面を作成するという義務のないことを行わせようとするものであり、原告の意思決定の自由に不当に介入しようとする強要行為であって、原告に対する不法行為を構成する。

このとおり、別訴訴状2頁の「本件の概要」には、本件通知の「事案の概要」とほぼ同内容が記載され、別訴訴状3頁においては、一審

被告福田が本件記者会見で発言した一審原告からの「圧力」について「直接の圧力」と記載がなされ、別訴訴状9頁にも「直接間接に、・・・写真撮影について謝罪し写真データを削除する旨の書面を作成するという義務のないことを行わせようとするもの」と記載されていた以上、これが本件通知と同じく本件摘示事実1を摘示するものであることは明らかである。

一審被告福田は、本件記者会見において、本件摘示事実1が記載された別訴訴状を出席者に配布したというのであるから、本件記者会見における一審被告福田発言は、別訴訴状と一体となって、受け手に理解される関係にあった。

(エ) 一審被告福田は、本件記者会見において、直接的な恫喝の証拠として一審原告と田中との LINE メッセージ（丙20）を配布していた。

a 一審被告福田は、本件記者会見において、一審原告と田中との LINE メッセージ（丙20の9頁～10頁）を出席者に配布していた。

これは別訴において、田中の訴訟代理人であった一審被告福田が甲4号証として証拠提出していた LINE メッセージ（甲50）とは異なるものである。一審被告福田は、本件記者会見において、裁判所に提出した証拠を出席者に配布したのではない。

両 LINE メッセージ（丙20、甲50）を対比すれば、一審被告福田が平成30年9月28日から同年10月10日までの LINE メッセージ（甲50）から、意図的に、同年10月9日以前のやりとりを削除して（丙20の9頁～10頁）、本件記者会見で配布したことがわかる。

その趣旨は、「勝手にカメラ回してたと聞いたが事実ですか？」と単に事実確認を求めていた一審原告に対し、田中が自身は撮影していな

いと虚偽報告をしていた同年10月9日のやりとり（一審原告準備書面（4）1頁～8頁）を覆い隠すためであったとしか考えられない。

- b 加えて、一審被告福田が出席者に配布した LINE メッセージ（丙20の9頁～10頁）においては、一部のやりとりが一審被告福田によりハイライト表示され、強調されていた。

ハイライト表示がなされていた部分を抽出すると下記のとおりである。

連絡は、記録を残したいと思っているので、テキストでのやりとりをお願いしてもよろしいでしょうか。

いえ、まず電話でお話しさせてください。

「疑念を抱かれるような言動」とは、具体的にどのような行動でしょうか。

先程お伝えしたとおりですが、「盗撮」にあたる事実はありません。

自分で考え、周りの学生さんにも聞いて考えてください。

すみません、よくわからないので、ご説明いただけますでしょうか。

自分で考え、周りの学生さんにも聞いて考えてください。

ところで、あたかも私が誠実ではないような、あるいは「盗撮」なるものがあったということを前提にお話をされているのはどうしてでし

ようか。

それが無かったならこんな面倒なことになっていません。そうだったら良かったですね。

恐らく、「厳密に言うとは盗撮という定義には当たらない」とかなんとかいう話に持ち込みたいんでしょうが、あまり屁理屈に逃げようとしてないほうが良いですよ。

自分で考え、周りの学生さんにも聞いて考えてください。

一方で、一審原告が同年10月10日14時48分に田中に送信した「既に申している通り「●●さんが許可を得ずに勝手に写真、動画を撮っていたか事実確認をし、その後の対応をなるべく早急にご相談しなければならない状態」になって時間がたっているのにもかかわらず、ご回答が不十分な状況であり大変困惑しておら、既にテキストで頂いているご返答にも誠実さが欠けているように見え真意をはかりかねている故です。」とのメッセージや、同日14時53分に送信した「電話ではなくテキストで、ということにこだわるなら別にそれで盗撮や盗み撮りはしていない、他にも疑念を抱かれるような言動は一切ありえず、何にもやましいことはやっていない、と上記内容に早急に丁寧にご対応頂ければ済む話かと思いますがそうならない故に老婆心ながら、直接対話をして齟齬を埋めたほうが良いのではないのでしょうか、とご提案しているところです。」と丁寧に趣旨を説明して事実確認を求めるメッセージには何らハイライト表示はなされていない。

その結果、本件記者会見で配布された資料(丙20の9頁～10頁)は、読み手に対し、一審原告が田中からの質問に回答せず、「自分で考え、周りの学生さんにも聞いて考えてください。」との回答を繰り返し、

テキストでの証拠を残さないように電話でのやりとりを要求し、田中が盗撮をしたと決めつけ、圧力をかけ続けていたかのような印象を強く与えるものとなっていた。

一審被告福田は、本件記者会見で発言した一審原告からの「理由のない圧力」、「様々な圧力」の証拠として、敢えて一部のやりとりをハイライト表示した LINE メッセージ（丙 20 の 9 頁～10 頁）を出席者に配布したのであって、本件記者会見における一審被告福田発言は、出席者に配布されていた LINE メッセージ（丙 20 の 9 頁～10 頁）と一体となって、受け手に理解される関係にあり、かかる文脈のもとで摘示事実の認定がなされなければならない。

（オ） 一審被告福田は、書面に記載された内容を本件記者会見で発言したと述べている。

一審被告福田は、本件記者会見においては、「書面」に記載された内容を発言したと述べている（一審被告福田準備書面第六回 3 頁）。

「書面」が何を指すかは必ずしも明確ではないものの、本件記者会見に先立ち送付していた本件通知並びに本件記者会見において出席者に配布した別訴訴状、一審原告と田中との LINE メッセージ等の資料（丙 20）を指すものと思われる。

一審被告福田としても、本件通知や別訴訴状に記載された本件摘示事実 1 について、それが事実誤認であったとして、本件記者会見で訂正していたわけではない。

一審被告福田の認識としても、一審被告福田は、本件摘示事実 1 が記載された本件通知や別訴訴状と同内容を本件記者会見において発言しているのである。

(カ) 小括

一審被告福田は、本件記者会見に先立ち、本件摘示事実1が記載された本件通知を報道機関に送付し、本件通知を目にして出席した記者を対象に記者会見を行い、本件記者会見当日、出席者に対して、本件摘示事実1が記載された別訴訴状を配布し、更に、本件摘示事実1を裏付ける証拠として、やりとりの一部を切り取りかつハイライト表示までのLINEメッセージまでも配布した上で、本件摘示事実1が記載された上記資料と同内容を述べる趣旨で、別訴訴状に記載されていた「直接の圧力」と同じ「圧力」との文言を用いて、一審原告から田中に対し「理由のない圧力」や「様々な圧力」があったと発言したのであり、一般読者が上記資料と分離独立されたものとして、一審被告福田発言を理解することはあり得ない。

一審被告福田発言、本件通知、別訴訴状及び切り取られかつハイライト表示されたLINEメッセージは、一体となって受け手に理解される関係にあり、一審被告福田もその趣旨で資料を配布していた以上、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、一審被告福田発言は、少なくとも黙示的に本件摘示事実1を摘示している。

これは、原判決が田中発言による摘示事実を一審被告福田も黙示的に摘示していると認定したことと同じ論理である（原判決12頁～13頁）。一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、着目すべきは、一審被告福田による資料への「言及」の有無ではなく（原判決12頁）、資料を「送付」及び「配布」した事実である。敢えて事前に送付された資料及び当日配布された資料を読まず、発言のみを捉えて趣旨を理解するというのは、一般読者の想定として、むしろ不自然である。

以上のとおり、一審被告福田発言が本件摘示事実1を摘示していることは明らかであり、この点において原判決の事実認定には誤りがある。

る。

3 一審被告福田が一審原告に賠償すべき損害額は220万円とされるべきである。

(1) はじめに

原判決は、一審被告福田が賠償すべき損害額を55万円であると認定したが、その額は余りに低すぎると謂わざるを得ない。

昨今においては、発言者に対して社会的制裁を求めるムーブメント（キャンセルカルチャー）が蔓延しており、本件において、一審被告福田が軌を一にして行動する特定の記者やメディアと連携して、一審原告のキャンセルを仕掛け、社会的追放を企図していたことは一連の経過からして明らかである。

一審被告福田による名誉毀損は、過失によるものでも、単発のものでもない。一審被告福田は、平成30年10月15日付け通知書（甲12）による公開謝罪要求を皮切りに、一貫して、執拗に、一審原告をつるし上げ、「炎上」させることを企図して行動していた。

一審原告は、一審被告福田による名誉毀損により、それまでに築き上げた教育者や研究者としての地位の全てを失う危機に直面していたのであり、かかる悪質な行為によって被った一審原告の精神的苦痛に対する慰謝料額がわずか50万円であるはずがない。

一審原告準備書面33頁以下に記載したとおり、北方ジャーナル事件最高裁判決（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）における大橋進裁判官の下記補足意見を今こそ重く受けとめなければならない。

「生命、身体とともに極めて重大な保護法益である」名誉を侵害された者に対する救済が、事後的な形によるものであるにせよ十分なものでなけ

れば、権衡を失することとなる点が強く指摘されなければならない。わが国において名誉毀損に対する損害賠償は、それが認容される場合においても、しばしば名目的な低額に失するとの非難を受けているのが実情と考えられるのであるが、これが本来表現の自由の保障の範囲外ともいうべき言論の横行を許す結果となっているのであって、この点は、関係者の深く思いを致すべきところと考えられるのである。

極めて重大な保護法益である名誉を侵害された一審原告に対する事後的救済がわずか55万円にとどまるのであれば、キャンセルカルチャーと連動した昨今の名誉毀損ムーブメントの横行を司法が許容することとなる。

本件の悪質性は以下に述べるとおりであり、他の事案と比較しても、原判決が認定した一審原告の損害額は低廉に過ぎる。

以下の各事情からすれば、一審被告福田の賠償額は、220万円（慰謝料200万円＋弁護士費用20万円）とされるべきである。

（２） 一審被告福田は一審原告の社会的追放を企図して本件通知を報道機関に送付し、本件記者会見を実施したのであり、行為態様は極めて悪質である。

ア 一審被告福田による一審原告に対する名誉毀損は、過失によるものでも、単発のものでもない。

一審被告福田は、一審原告の社会的追放を企図して、報道機関への本件通知の送付及び本件記者会見発言を行ったのであり、その行為態様は極めて悪質である。

一審被告福田が一審原告を「炎上」させることにより、その社会的追放を企図していたことは、以下のとおり、本件記者会見の実施に至るまでの一審被告福田の言行動、本件記者会見における発言内容及び本件記者会見後の一審被告福田の行動から明白に裏付けられる。

(ア) 一審被告福田は、敢えて法的根拠に基づく法的請求（不法行為に基づく損害賠償請求）はせず、一審原告のウェブサイトならびに **Twitter** および **Facebook** での公開謝罪を要求し、更にそのやりとりを公開することを通告した。

一審被告福田は、本件報告会の1週間後である平成30年10月15日に、田中の代理人として、一審原告に対し、内容証明郵便で同日付け通知書（甲12）を送付した。

同通知書には、一審原告が田中を恫喝したとの主張がなされた上で、下記の記載がなされていた。

当職らは、これら各行為が、福島の実状について広く国民の理解を求める旨の言説を喧伝している貴殿により行われた点において、単に福島の実状を知るために本件イベントに参加した大学生にすぎない通知人に対し行われた点において、大学における学生に対する教育活動に従事している貴殿により行われた点において、また各種政府の審議会等に社会学者として参画している貴殿において行われた点において、決して看過できない重大な問題であると認識しています。

通知人は、貴殿に対し、本件恫喝行為について反省し謝罪する旨の文書を、本書の立命館大学への到達から1週間以内に、通知人代理人福田まで送付すると同時に、同文書を貴殿のウェブサイトならびに **Twitter** および **Facebook** で公開することを求めます。

なお、貴殿の本件恫喝行為によって通知人に生じた精神的苦痛に係る慰謝料については、今後の貴殿の対応を踏まえ、別途請求を検討す

る所存です。

本件に関する貴殿とのやりとりは、適宜の方法で公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。

このとおり、一審被告福田は、当初から、一審原告の社会的地位に言及しながら、一審原告のウェブサイト、Twitter、Facebook を用いて公開謝罪することを要求し、一審被告福田とのやりとりすら公開することを通告していたのであり、その要求内容は、法的根拠に基づく法的請求ですらなかった。

相手方当事者に謝罪を要求すること自体は許容され得るとしても、「本件恫喝行為について反省し謝罪する旨の文書」を一審被告福田に送付するとともに、同文書を一審原告のウェブサイトならびに Twitter および Facebook で公開することを要求することは、常軌を逸していると謂わざるを得ない。

更に、一審被告福田は、一審原告とのやりとりも公開することを通告しており、その意図は、当初から一貫して本件の公開であった。

これは、一審被告福田が本件を公開することで、一審原告を「炎上」させ、つるし上げ、社会から追放することを企図していたためであるとしか評価し得ない。

であるからこそ、一審被告福田は、平成30年10月15日付け通知書（甲12）において、一審原告の行為は不法行為に該当し、田中は著しい精神的苦痛を被ったと主張しながらも、損害の賠償を求めることなく、むしろ、慰謝料については「別途請求を検討する所存」とどめていたのである。

損害賠償義務の有無、損害額の範囲について一審原告と田中との間

で個別に法的主張を述べ合う展開となることは望んでいなかったために、一審被告福田は、あくまでも要求を公開謝罪に設定し、一審原告が公開謝罪すれば、それをもとに「炎上」させ、一審原告が公開謝罪を拒否すれば、やりとりを公開することで「炎上」させることを企図していたのである。

一審被告福田が、一審原告と田中との間の個人的な私人間トラブルを、公開し、広く拡散することで、一審原告の社会的追放を企図していたことは、「各種政府の審議会等に社会学者として参画している貴殿において行われた点において、決して看過できない重大な問題であると認識しています。」との表現に如実に表れている。

一審被告福田が敢えて法的根拠に基づく法的請求（不法行為に基づく損害賠償請求）はせず、一審原告のウェブサイトならびに Twitter および Facebook での公開謝罪を要求していたこと、一審原告とのやりとりの公開を通告していたことからして、一審被告福田の目的が一審原告の社会的追放であったことは優に認定することができる。

(イ) 一審原告が公開謝罪を拒否すると、一審被告福田は、軌を一にして行動する特定の記者に働きかけ、週刊朝日に記事を掲載することで本件を公開し、拡散しようとした。

一審原告代理人が平成30年11月1日付け「ご回答」（甲13）を一審被告福田に送付し、一審被告福田からの公開謝罪要求を拒否すると、続いて、木野龍逸記者（甲58の1頁～2頁、甲59）から平成30年11月1日付け取材依頼書兼質問書（甲6）が一審原告代理人のもとに届いた。

同書には、「小誌では、東京の大学生が開沼様による恫喝行為により精神的苦痛を受け、開沼様に対して謝罪および、謝罪文の公表を求

めている件につきまして、記事の掲載を企画しております。」と記載されていた。

両者の連動した動きは決して偶然ではなく、一審被告福田は、一審原告が公開謝罪を拒否したことを受け、軌を一にして行動する木野龍逸記者（甲５８の１頁～２頁、甲５９）に働きかけ（甲１４－２の２８頁）、週刊朝日に記事を掲載することで、本件を公開することを画策したのである。

一審被告福田の行動は、本件の公開を目的にすることで一貫している。それは、公開することで、一審原告を「炎上」させ、社会的に追放することが目的であったからにほかならない。

（ウ） 一審被告福田は、敢えて在京福島の記事機関６社に本件通知を送付している。

一審原告代理人が平成３０年１１月１日に週間朝日編集部へ直接回答書（甲８４）を送付することで、一審被告福田が画策した記事の掲載が見送られると、その約４か月後の平成３１年３月６日に、一審被告福田は、本件通知を記事機関に拡散し、翌７日に本件記者会見を行った。

本件通知が本件記者会見の日時場所を案内する内容を含んでいた以上、一審被告福田が本件通知を司法記者クラブの幹事社（毎日新聞社）へ送付したことは理解し得る。

しかしながら、一審被告が在京福島の記事機関６社に本件通知を送付したことは、本件記者会見の開催と全く関連性がない。福島県の記事被害の払拭を活動内容とする一審原告（甲９２、甲９３）は、福島県のメディアでの仕事を多く抱えている（甲１、甲１０）。一審被告福田が敢えて在京福島の記事機関６社にまで本件通知を送付したのは、

一審原告は学生を恫喝する大学教員であると貶め、少なくとも係争中の人物であるとしてメディアに起用を躊躇させ、結果、社会から追放しようとしていたためであるとししか評価し得ない。

加えて、一審原告は、東日本大震災の発生日である3月11日にメディア出演が増えるところ（甲10）、一審被告福田は、その時期にあわせ、平成31年3月6日に本件通知を在京福島の記事機関に拡散し、翌7日に本件記者会見を実施したのであり、その悪質さは際立っている。

一審被告福田が敢えて在京福島の記事機関6社に本件通知を送付し、拡散したことは、一審被告福田が一審原告の社会的追放を企図していたことの何よりの証左である。

（エ） 一審被告福田は、本件記者会見においても、一審原告が公職にふさわしいのか、大学教員にふさわしいのか、重大な疑念を抱かざるを得ないと発言している。

一審被告福田は、本件記者会見において、「このような人物が、これらのですね、経産省の委員会含めて、公職にふさわしいのか、あるいは大学教員としてふさわしいのか、ということには重大な疑念を抱かざるをえないというふうに考えています。」（甲5）と述べており、現に一審原告の社会的追放を企図した発言をしている。

（オ） 一審被告福田は、本件記者会見に合わせ、軌を一にして行動する特定の記者に働きかけ、週刊金曜日、AERA dot、女性自身に記事を掲載することで本件を拡散しようとし、被告法人はその働きかけに応じ、本件記事を掲載した。

一審被告福田は、平成31年3月7日の本件記者会見の実施に合わ

せ、またも、軌を一にして行動する木野龍逸記者、和田珠輝記者（甲 57）に働きかけ（甲 14-2 の 28 頁）、週刊金曜日、AERA dot、女性自身に記事を掲載することで本件を公開することを画策した（甲 8、甲 9）。

木野龍逸記者からの平成 31 年 3 月 8 日付け取材依頼兼質問書（甲 7）には、「このたび、東京の大学生が開沼様に対して損害賠償請求を求めて東京地裁に提訴した件につきまして、週刊金曜日、AERA dot 他の媒体で記事の掲載を企画しております。」と（甲 7）記載され、同記者からの同年 3 月 9 日付け取材依頼兼質問書（甲 8）には、「このたび、慶應義塾大学の学生が開沼様に対して損害賠償請求を求めて東京地裁に提訴した件につきまして、週刊金曜日で記事の掲載を企画しております。」と記載され、和田珠輝記者からの同年 3 月 9 日付け取材依頼書（甲 9）には、「この度、小誌では、以下の記事を企画するべく取材を進めております。」として、下記の記載がなされていた。

●媒体名 WEB『女性自身』

●企画名 慶應大学現役学生が涙の訴え「僕は開沼氏に脅された」

一審被告福田と連動して行動している特定の記者に対してではなく、原告代理人が記事掲載予定の媒体の編集部に対し、直接、詳細に経緯を説明したことで（甲 84～甲 87）、上記記事の掲載はなされなかった次第であるが、一審被告福田は、一審被告法人代表者である白石草（以下「白石代表」という。）に働きかけ（甲 14-2 の 28 頁）、白石代表は、木野龍逸記者や和田珠輝記者とは異なり、一審原告への取材すらせず、自身が代表を務める被告法人を用いて本件記事の配信を断行し、本件をインターネットで拡散した。

このとおり、一審被告福田の言行動は、本件を公開・拡散するという一貫した目的において行われており、その意図が一審原告を貶め、社会から追放することにあつたことは明白である。

イ 以上のとおり、一審被告福田は、別訴の提起に至る前、敢えて法的根拠に基づく法的請求はせず、一審原告に公開謝罪を要求し、そのやりとりをも公開することを通告していたこと、一審原告が公開謝罪を拒否すると、軌を一にして行動する特定の記者に働きかけ、週刊朝日に記事を掲載することで本件を公開し、拡散しようとしたこと、本件記者会見においても、一審原告が公職にふさわしいのか、大学教員にふさわしいのか、重大な疑念を抱かざるを得ないと社会的追放を企図した発言をしていること、本件記者会見に合わせ、またも軌を一にして行動する特定の記者に働きかけ、週刊金曜日、AERA dot、女性自身に記事を掲載することで本件を公開し、拡散しようとし、被告法人はその働きかけに応じ、本件記事を掲載したことからすれば、一審被告福田の目的が一審原告を「炎上」させ、さらし上げることで社会から追放することであつたと優に認定することができる。

一審原告の損害額を認定するにあたっては、かかる極めて悪質な態様が十分に斟酌されなければならない。

一審被告福田が仕掛けたキャンセルにより、一審原告は、それまでに築き上げた社会的地位を失い、社会から排除されるところだったのであり、かかる悪質な名誉毀損によって生じた精神的苦痛に対する慰謝料が50万円で済まされるわけがない。

(3) 一審被告福田は、一審原告が田中を恫喝していないことを認識していたにもかかわらず、本件通知の報道機関への拡散及び本件記者会見発言により、一審原告を貶めた。

ア 本件は、代理人弁護士が依頼者の言い分を鵜呑みにし、言い分そのままに記者会見で発言してしまったという事案では断じてない。

一審被告福田は、実際には、一審原告が田中を恫喝していないことを認識しながら、本件通知及び本件記者会見により、本件摘示事実1ないし5を摘示し、一審原告を貶めたのである。

であるからこそ、本件は極めて悪質なのであり、かかる事情も踏まえて、一審原告の損害額は算定されなければならない。

イ 一審被告福田が本件通知を報道機関に送付して拡散した平成31年3月6日及び本件記者会見を実施した翌7日時点において、一審被告福田の手元には、一審原告と田中とのLINEメッセージの全部(甲50)、平成30年10月30日付け岩崎作成のメモ(丙2。以下「岩崎メモ」という。)、平成30年10月12日付け慶應義塾大学学生生活担当者から田中宛てのメール(丙6)、一審原告と岩崎との間のフェイスブック上のメッセージの全部(丙3)、平成30年11月1日付け原告代理人作成の回答書(甲13)が存在した(甲118)。このうち平成30年11月1日付け原告代理人作成の回答書(甲13)には、原告と同行者らとの間のフェイスブック上の全てのメッセージ履歴が添付されていた。

上記各資料によれば、一審原告が田中を恫喝などしていないことは自明であり、一審被告福田も当然にこれを認識していたにもかかわらず、一審被告福田は、平成31年3月6日に本件通知を拡散し、翌7日には本件記者会見を実施し、一審原告が学生を恫喝したと報道機関に吹聴して、一審原告を貶めたのである。

ウ 上記各資料の内容を整理するに、本件報告会後の一審原告と田中とのや

りとりは LINE 上のみであるところ、一審原告と田中との LINE メッセージ（甲 50）には、一審原告が田中に対して、直接、刑事責任を問われる可能性があるなどと述べた記載は一切なく、謝罪やデータ削除を求めた記載も一切ない。

そもそも一審被告福田の依頼者である田中自身が、一審原告から直接恫喝されたとの認識を有していなかった（甲 14-1 の 19 頁～20 頁）（一審原告準備書面 23 頁～25 頁）。

したがって、客観的にも、依頼者の主観的にも、一審被告福田において、一審原告が田中を直接的に恫喝したとの認識は生じようがない。

にもかかわらず、一審被告福田は、本件通知及び本件記者会見において、本件摘示事実 1 を摘示したのであり、これは過失によるものではない。一審被告福田は、事実と異なることを認識しながら、敢えて、意図的に、一審原告が田中を直接的に恫喝したと吹聴したのである。

エ 岩崎メモの信用性については、一審原告準備書面（7）15 頁～16 頁に記載したとおりであるが、その点を措くとしても、岩崎メモには下記の記載がなされていた。

- ・ 田中さんが盗撮していたという話になっているが、本当か。
- ・ 岩崎さんは撮ってない？
- ・ 皆さんは今回どういう目的で来たのか。
- ・ 撮った画像をどうするつもりなのか。変な使われ方をするんじゃないかというのが問題になっている。楽しそうな写真を相手に送る前提で撮るのは別にいいけれど。
- ・ 意識高い系のしくじりということならまだこっちも分かる。
- ・ 異様な思想を持って異様な人たちがなんかしてたねということになれば話は違ってくる。

- ・自分は保護者に納得してもらう説明をする責任がある。

- ・この短時間の間にもさっき岩崎さんから聞いたのと違う話がでてくる。そうになるとシビアな部分も出てくる。
- ・さっき、我々のところに来た後にジャーナリストの吉田千亜さんと会ったという話を聞いたんだけど、本当か。
- ・田中くんが写真を撮っていたということと、吉田千亜さんのことで、営利目的なのかと。
- ・吉田千亜さんがどういう人か知ってる？
- ・前にハッピーロードのことで記事を書いて人権問題にもなっているような人。そうすると利得のために盗撮をしたのではないかと。
- ・新聞でもトラブルになっている。
- ・こっちも不信感を持ってやっていることは申し訳ないんだけど、そういうことになっている。

- ・親御さんやスタッフが言ってること、岩崎さんはご理解いただけてる？
- ・過剰反応してるとか、政治的な話とかじゃない。右とか左とかどうこう言ってるらしいけど。そこで普通に暮らしたい、子どもに元気に育てほしい、という話が彼の中では壮大な話になってるということですよ。
- ・（田中さんの言う）脅してるっていうのはどういうこと？
- ・ここでコミュニケーションをとってるのは、開沼もそんなに暇ではないから、法的措置とかにならないようにやってる。開沼も既に4人相手にして、合計何時間にもなってる。これで一週間も一カ月もなっても誰も得しない。法的手段になっても誰も得しない。
- ・ただ、被害に遭ってる人がいるのでそこをどうするかという話。

・僕が入れば入るほどややこしくなる構造だと思うので、丸山さんとも協力してやってくれますか。

開沼：田中さんの状況について、何か変化はないですか。

岩崎：特にないです。

開沼：話はできているんですよね？

岩崎：連絡はついていますが、説得はできていません。電話で直接話をすることについては、まだ待つてほしいという感じがします。

開沼：僕から直接話しをしても人権侵害だとか言われちゃうかもしれないので、連絡を取れずにいます。ラインの内容についても、それこそ警察沙汰になったら全部見せることになると思うので。文章じゃなくて、柔らかい口調で、話ができたらいいんだけども。とにかく、彼は被害を訴えている人がいることを分かっているの？

岩崎：被害を訴えているのは保護者の方ですか？

開沼：そうです。自分は大学生相手に教えてきたけど、高校生の親はそれと比べても大変というか。ベラルーシに行くときも、ネット上で東欧の北朝鮮だとか書かれているらしくて、親がセンシティブになっていた。例えば小学生ならコントロールできるのかもしれないけど、高校生ならこっそり抜け出して飲みにも行くかもしれない、でもそれも含めてあんたらは常にコントロールできるのかと問われるんですよ。それで、今回も気持ちよく終わったねとなっているときに、なんか気持ちよくない人達がいたねと。何の目的で来たのか、誰なのか。今回こういうことになってどういうコメントがあるのかというのを、僕も問われている。親が納得するまでは、やるところまで

やらないといけないので。僕が連れてきた責任もあるので。

生意気は別にいいんだけど、実際に被害を訴えている人が出てきているからね。高校にも連絡がたって、親御さんとも関係悪くないんだったら、これで思い直してくれるかなあ。親御さんとの関係とか、その辺は知らない？

まあ、僕も親の気持ちが分かるようになってきたので。30も超えて。うるさいことばかり言うんだけど、守ってくれていることもあるんだよと。福島の高校生の親がとにかくいち早く連絡をくれと、不安がっているのもわかる。

まあ、こちらから話をして分かってもらうのが難しいかもしれないので、引き続きご協力をお願いします。連日お時間を取らせてしまって申し訳ないです。

上記記載からすれば、一審原告が福島の高校生の親の不安を伝えた上で、田中らを本件報告会等に連れてきた自らの責任として、高校生の保護者が納得するまで説明しなければならないとして、本件報告会等に参加した目的、撮影した画像の用途等の事実確認をし、文章ではなく柔らかい口調で話すことや、一審原告からは直接伝えず、友人であったり、親であったり、第三者を介すことで、法的措置や警察沙汰を回避して穏便な解決を図ろうとしていたことは明らかであった。

さらに、平成30年11月1日付け原告代理人作成の回答書（甲13）においては、原告と同行者らとの間のフェイスブック上の全てのメッセー

ジ履歴が添付されており、一部のみを切り取ることなく、全文を見れば、一審原告が田中の友人を通じて間接的な恫喝を行っていないことも明らかであった（一審原告準備書面（４）２８頁～３２頁）。

一審被告福田が平成３０年１０月１５日付け通知書（甲１５）を送付した時点であればまだしも、少なくとも原告代理人からの回答書を受領した同年１１月１日以降は、一審被告福田は、一審原告が田中の友人を通じて間接的な恫喝を行っていないことを明確に認識していた。

にもかかわらず、一審被告福田は、平成３１年３月６日に本件通知を報道機関に拡散し、翌７日に本件記者会見を実施し、本件摘示事実２を摘示し、一審原告を貶めたのである。

オ 平成３０年１０月１２日付け慶應義塾大学学生生活担当者から田中宛でのメール（丙６）は、一審原告が田中の所属大学に架電したことを受け、同担当者が田中にその内容を報告したものである。

同メールには、一審原告が田中に謝罪やデータ削除を要求している旨の記載は一切ない。

そのため、一審被告福田において、一審原告が田中の所属大学を通じて、謝罪やデータ削除の削除を求める恫喝行為を行ったと認識が生じるはずがない。

にもかかわらず、一審被告福田は、本件通知及び本件記者会見発言により本件摘示事実２を摘示し、一審原告と貶めた。

カ 以上のとおり、本件通知を拡散し、本件記者会見を実施した当時、一審被告福田の手元にあった上記各資料からすれば（甲１１８）、一審原告が田中を恫喝していないことは明白であり、一審被告福田も、当然、そのことは認識していた。

にもかかわらず、一審被告福田は、上述したとおり、一審原告を社会から追放する目的のもと、それが事実でないことを認識しながら、一審原告

を貶める発言を繰り返し、非常に悪質な事案、非常に卑劣なやり方、非常に卑劣な方法、こうした人物が公職を務め、教員をしていることに重大な疑念があるなどと侮辱の限りを尽くしたのである。

かかる極めて悪質な名誉毀損被害を受けた一審原告の精神的苦痛に対する慰謝料額が200万円を下回ることはない。

(4) 他の事案との比較からしても一審被告福田の賠償額は220万円とされるべきである。

ア 提訴に伴う記者会見に関し、いわゆる農業アイドル自死事件においては、記者会見で名誉毀損発言を行った弁護士らに対し合計550万円の賠償が命じられ(甲116、甲117)、フィギュアスケーターが提訴に伴い行った記者会見についても、名誉毀損発言を行ったフィギュアスケーターに対し220万円の賠償が命じられた(甲61)。

提訴に伴い、自ら積極的に記者会見を開き、相手方当事者の名誉を毀損した本件と同様の上記両案件の認容額と比較すれば、やはり、原判決の認容額55万円は低廉に過ぎると謂わざるを得ない。

イ 近時、相応に社会的耳目を集めた名誉毀損事案を例にすれば、暇空茜がフリーライター「ヨッピー」を「ステマライター」等とインターネットに投稿した事案での賠償額ですら55万円(東京地裁令和6年12月19日判決(令和6年(ワ)第2516号))、水道橋博士が「維新の闇」などと題した第三者のユーチューブ動画をツイッターで紹介した事案での賠償額ですら110万円(大阪地裁令和5年5月16日判決(令和4年(ワ)第2666号)・大阪高裁令和5年12月21日判決(令5(ネ)1410号))である。

上述した一審被告福田の行為の悪質性や、後述する一審原告の被害内容からすれば、本件における一審被告福田の賠償額がこれらの事案よりも低

額とされる理由はなく、原判決の認容額は、他の名誉毀損事案との均衡を失っている。

ウ 少なくとも、上記フィギュアスケーターの事案（甲 6 1）と同等に、一審原告の損害額は 2 2 0 万円（慰謝料 2 0 0 万円＋弁護士費用 2 0 万円）と認定されるべきである。

（５） 小括

原判決においても、一審被告福田が報道機関によって、本件通知及び本件記者会見の内容を広く知らしめることを意図していたことは認定されてはいるものの（原判決 3 0 頁）、その悪質性については、損害額に反映されていない。

上述したとおり、一審被告福田は、一審原告を社会追放すべく、事実ではないことを認識しながら、本件通知を在京福島報道機関までにも送付して、本件記者会見を実施して、一審原告の大学教員としての業務上の信用を著しく害す発言を繰り返し、一審原告の名誉を毀損したのであり、他の事案との比較からしても、一審原告の損害額は 2 2 0 万円（慰謝料 2 0 0 万円＋弁護士費用 2 0 万円）と認定されるべきである。

第2 一審被告法人が一審原告に賠償すべき損害額は220万円とされるべきである。

1 はじめに

原判決は、一審原告に対する一審被告法人の損害賠償額を55万円（慰謝料50万円＋弁護士費用5万円）と認定した。

しかしながら、本件は、一審被告福田と連携して、一審被告法人が一審原告の社会的追放を企図してその名誉を毀損した極めて悪質な事案であり、賠償額55万円は低廉に過ぎる。

一審被告法人の賠償額は220万円（慰謝料200万円＋弁護士費用20万円）とされるべきである。

2 一審原告の損害は、一審被告福田と連携した一審被告法人によるインターネットでの拡散によって生じたものである。

（1） 後述するとおり、本件記事はインターネットを通じて広く拡散され、その結果、一審原告の社会的評価は著しく毀損された。本件記者会見発言により一審原告を貶めたのは一審被告福田であるが、一審原告の甚大な被害は、一審被告法人が本件動画を埋め込んだ本件記事を配信し、インターネットで拡散したことで生じている。

一審被告福田が軌を一にして行動する特定の記者やライターと連携して一審被告の社会的追放を企図していたことは上述したとおりであるが、これは被告法人とて同様である。

被告法人は司法記者クラブに加盟しているわけではない。そのため、司法記者クラブの幹事社から本件通知の提供を受けたわけでもなければ、司法記者クラブの廊下の掲示板に張り出されていた本件通知を目にして、本件記者会見の日時場所を把握したわけでもない。

一審被告福田が本件を公開すべく、木野龍逸記者（甲6～甲8）や和田

珠輝記者（甲 9）に働きかけ、両記者が様々な媒体で本件を記事にすることを画策していたように、白石代表も、一審被告福田からの働きかけを受け、本件記者会見に出席したのである。

このことは別訴の田中の尋問における一審被告福田と田中との下記のやりとり（甲 14－1 の 28 頁）から明らかであるし、被告法人も、一審被告福田が本件通知を司法記者クラブに送付するよりも前に、一審被告福田から本件記者会見日時を案内され、本件通知を個別に受領していたことを認めている（一審被告法人準備書面（3）6 頁）。

事後的な取材の件についてちょっと確認したいんですけども、ずっとジャーナリストの方の名前がずっと出てくるんですけども、今先ほど被告代理人に聞かれた白石さん、木野さん、和田さんという 3 名について知り合ったのは、本件報告会の後で間違いないですか。

はいそうです。

この方々からの取材というのは、本件報告会に関するものですか、それとも、本件報告会の後、開沼さんから恫喝を受けた件に関する取材ですか。

本件報告会の後、開沼さんから恫喝を受けた件についてです。

先ほど、答えちゃいけないと思われたかもしれないので、答えていただいていいと思うんですけども、この方々からの取材を受けられたのは、原告代理人である私からの紹介ですよ。

はい、そうです。

本件は、訴訟提起に伴い実施された記者会見の様子を、偶々、記者会見に出席していたメディアが報道したという事案ではない。一審被告福田が一審原告を社会的に追放しようと、軌を一にして行動する記者やライターと連携する中で、一審被告福田からの働きかけに応じた白石代表が、自身

が代表を務めるインターネットメディアで本件記事を配信し、拡散したのが本件である。

いかなる思想信条も自由であり、その思想信条を批判する意図はないと断った上で、例を挙げると、「子どもを襲う放射能の不安～学童疎開は必要か」（甲 1 1 9）といった活動を展開する一審被告法人や、「子供がセシウムを吸い込む被ばくイベントが福島で決行された！」（甲 5 7）との記事を女性自身で掲載する和田珠輝記者（甲 9）、「放射能に汚された福島“6 国”清掃活動が波紋！子供を使った除染なのか？」（甲 5 8）との記事において、車に GPS 付の測定器を積み込んで放射線量を測定した木野龍逸記者（甲 6 ～甲 8）、同記事において「放射線量も高いのですが、もっと心配なのは帰還困難を走ったダンプカーが頻繁（ひんばん）に 6 国を走っていることです。これらの車の荷台などに付着したものを東京大学の教授が測定したところ、1 2 万ベクレルの数値が出ています。ゴミ拾い中にダンプが通り、そこから落ちた放射線物質を子どもたちが吸い込んでしまえば、かなり危険。震災前とは明らかに状況が変わっているので主催者はそこを考慮しているのでしょうか」との意見を述べている吉田千亜（甲 1 3 の 2 8 頁）にみられるように、特定のイデオロギーに沿った特定の記者、ライター、媒体による活動が現に存在し（一審原告準備書面（5）3 7 頁～3 8 頁）、それらの活動家からは、風評被害の払拭を目指して社会活動を行う一審原告（甲 9 2 ～甲 9 5）は敵対視されている（甲 5 5、甲 5 9、甲 6 0、甲 1 1 2）。

別訴における田中の代理人であり、一審被告福田と同一の法律事務所に所属する河崎健一郎弁護士（甲 1 2、甲 6 3、甲 1 5、甲 1 6）は、本件記事の配信時、一審被告法人の理事であり（甲 1 0 1 の 2 2 頁）、白石代表、一審被告福田及び河崎健一郎弁護士は、福島第一原子力発電所の事故に関し共通の見解をもって連携して活動していたこと（甲 1 0 2）は一審原告

準備書面 31 頁～33 頁に記載したとおりである。一審被告法人による本件記事の配信は、かかる背景のもとでなされている（一審原告準備書面（5）37 頁～38 頁）。

本件において、一審被告法人は、偶々、本件記者会見に出席していた報道機関などといった立ち位置ではない。一審被告福田が司法記者クラブで本件記者会見を行うにあたり、一審原告を敵対視するインターネットメディアを招き入れたと表現する方が実態に沿う。

- （2） 加えて、仮に一審被告福田による本件記者会見を受け、別訴を報道する報道機関がいたとしても、その内容は、公平中立な提訴記事（甲 64、甲 65）であり、一審原告の名誉が毀損されることはなかったはずである、ということは特に指摘しておかなければならない。

司法記者クラブにおいては、記事にして相手に打撃を与える目的で提訴会見を行うケースがあることを認識しており、これを冷ややかに見るとともに、一方当事者の一方的な主張を記事にするかどうかは、対立当事者の言い分も聞いて判断している（甲 120）。現に、別訴においても、一審原告代理人は、司法記者クラブの幹事社から取材申し入れを受けており、同取材に対し回答している（甲 83）。

その結果、仮に本件記者会見について報道がなされていたとしても、その内容が一審被告福田の一方的言い分にのみ依拠した記事内容になることはあり得なかったといえる。

しかしながら、一審被告福田と連携した白石代表は、一審原告と田中との私人間のトラブルを、「LNT 派」と「閾値派」との対立を背景した「言論の抑圧事件として裁判にまで発展した初めてのケースであり、戦後最大の公害事件である福島原発事故の暗部を象徴する事件」（被告法人準備書面（8）5 頁）と認識し、提訴されたという事実を巡って議論がなされ、民主主義が深化するとして（一審被告法人準備書面（6）4 頁）、一審原告に

対する取材すら行わず、一審被告福田の一方的言い分をそのままに、自身が代表を務める被告法人にて本件記事の配信を断行し、本件記事をインターネットで広く拡散し、一審原告を貶めたのである。

- (3) 以上のとおり、一審原告の損害は、一審被告福田と連携した一審被告法人によるインターネットでの拡散によって生じたものである。一審原告に甚大な損害を発生させた一審被告法人の賠償額がわずか55万円で済まされていいわけがない。

3 一審被告法人は、本件記事を6年以上にわたってインターネットで拡散し続けたこと

- (1) 一審被告法人は、平成31年3月7日に本件記事をインターネット上で配信した（なお、甲11号証の1頁には、同月8日午前2時30分と表示されているが、これは編集日時であると思われ、同月7日21時48分時点で本件記事は配信されている（甲66））。

その後、令和7年2月13日頃に、別訴では田中の請求が棄却されて確定した旨を本件記事に付記するまで、一審被告法人は、6年以上にわたって、一審原告の名誉を毀損する本件記事をインターネットで拡散し続けた。

その間、インターネットで一審原告の名前を検索すると、本件記事が表示されるため、田中の請求が棄却された別訴判決が確定しても、かかる判決が存在しないかのように、以下のとおり、本件記事は、多数の人に目に触れ続け、一審原告は学生を恫喝する大学教員であるとの印象を与え続けた（甲10）。

- (2) 一審被告法人は、ツイッターアカウントを保有しており、令和6年3月14日時点で、7390人のフォロワーを有していた（甲105）。

一審被告法人は、平成31年3月7日に、同アカウントで本件記事のリンクを貼り付け、「【新着動画】「慶応大生が開沼博氏を提訴～名誉毀損で」

とツイートして拡散した（甲１０６）。

その結果、本件記事は、一審被告法人の７０００人を超えるフォロワーの閲覧に供され、上記ツイートは、令和６年３月１４日時点で、２２３回リツイートされ、１３４回「いいね」が押されることで更に拡散された（甲１０６）。

一審被告法人は、facebook アカウントも保有しており、令和６年３月１４日時点で、７２５２人のフォロワーを有していた（甲１０７）。

一審被告法人は、平成３１年３月７日に、同アカウントで本件記事のリンクを貼り付け、「【新着動画】「慶応大生が開沼博氏を提訴～名誉毀損で」と投稿して拡散した（甲１０８）。

その結果、本件記事は、一審被告法人の７０００人を超えるフォロワーの閲覧に供され、上記投稿は、令和６年３月１４日時点で、７３回シェアされ、更に拡散された（甲１０８）。

- （３） 白石代表も、ツイッターアカウントを有しており（甲６６）、令和５年６月５日時点で４万人のフォロワーを有していた（甲１０９）。

白石代表は、平成３１年３月７日に、同アカウントで、本件記事のリンクを貼り付け、「開沼博さんと言っても知らない方が多いとは思いますが、政府の公職にも就いている立命館大学准教授です。執拗な恫喝の動機が知りたいところ。」とツイートして拡散した（甲６６）

その結果、本件記事は、白石代表の４万人ものフォロワーの閲覧に供され、上記ツイートは、令和５年６月５日時点で、２７４回リツイートされ、１７０回「いいね」が押され、更に拡散された（甲６６）。

- （４） 本件記者会見動画は令和６年３月１４日時点で４２５４回再生されていた（甲１１０）。

- （５） 一旦インターネット上に上げられた情報には永続性があり、検索機能を使用することによりいつでもどこでも情報にアクセスすることができ、さ

らに、取得した情報はこれを拡散しようと思えば手元の操作で容易にできる。これらは紙媒体ではなかった特徴であり、それ故にインターネット上の名誉毀損の被害は、新聞紙・雑誌や書籍などによる名誉毀損や侮辱の被害の程度と比較して著しく大きいものとなる（大阪高裁平成29年6月19日判決（平成28年（ネ）第2767号）参照）。

一審被告法人や白石代表が用いたツイッターや facebook では、投稿をしたときにその内容がそのままフォロワーのタイムラインに反映されることとなるため、上述したとおり、一審被告法人の7000人以上のフォロワー、白石代表の4万人のフォロワーが本件記事を閲覧し、または閲覧できる状態に置かれていたことになる。

その上、当該ツイートや投稿がさらにリツイートやシェアされれば、さらに拡散の範囲が広がることになるし、ツイッターや facebook 上にある検索機能が利用されれば、当該ツイートや投稿を検索結果として表出することが容易となる（上記同裁判例参照）。

- (6) 実際、本件において、被告法人のツイートは、「あの、『はじめての福島学』で有名な開沼センセイが、慶応大学生を脅迫・いったい何を恐れて、こんな脅迫をしていたのか。」（甲67）、「訴えた大学生がかわいそうだった。友人関係にまでヒビが入ったというのはなあ。有名で地位のある人なのにどうしてだろう？」（甲68）、「うわ、これはひどい。開沼博の悪辣さと、ハッピーロードネットのうさんくささが際立つ。報告会の様子を撮影しただけでこんなに粘着されるって・・・。」（甲69）などといったツイートともに引用リツイートされ（甲111）、ツイッターアカウントの保有者によって際限なく拡散されたのである（甲109、甲111）。
- (7) このとおり、一審被告法人によって、本件記事はインターネット上で広く拡散され、一審原告の名誉は著しく毀損されたのであり、一審原告の被った精神的苦痛に対する慰謝料は200万円と認定されるべきである。

4 一審被告法人は、田中の請求を棄却した別訴判決の確定後も、約3年間にわたり意図的に本件記事を拡散し続けた。

(1) 平成31年3月7日に提起された別訴について、東京地方裁判所は、令和3年8月10日に田中の請求を棄却し、その控訴審である東京高等裁判所も、令和4年2月16日に田中の控訴を棄却する判決を言い渡し、同判決は確定した。

(2) 一審原告代理人は、令和4年3月1日、一審被告法人に対し、田中が敗訴し、一審原告の言い分どおりの事実経過が認められた旨を知らせた上で、一審被告法人が現在も本件記事を掲載し続けて一審原告の名誉を毀損しているとして、本件記事及び本件動画の削除を求めた(甲17)。

しかしながら、一審被告法人は、これを拒否し(甲22)、本件記事を削除せず、その後も、別訴で田中の請求が棄却された旨の報道等も行わなかった。

原審においても、一審原告は、一審被告法人が別訴の判決結果を報道せず、現在進行形で本件記事を拡散し続けていることは継続的不法行為である旨を主張し、本件記事に前訴の結果を付記して訂正すれば違法性は解消され得ることを指摘し続けたが(一審原告準備書面(2)10頁～11頁、一審原告準備書面(3)29頁～30頁、一審原告準備書面(4)40頁、一審原告準備書面(5)26頁、32頁)、一審被告法人は、報道の自由への侵害であるとか、言論を抑圧することを目的として提訴であるとか縷々述べては、別訴の判決結果を本件記事に付記することを拒否し、あたかも別訴判決が存在しないかのように、本件摘示事実6を摘示する本件記事を拡散し続けた。

一審原告が「判決が出ていない提訴時であればまだしも、既に判決が確定している本件前訴について、報道の自由の名のもと、裁判結果を報道せず、原告の名誉を毀損する本件記者会見動画を配信し続け、読者を誤解さ

せることに何らの大義もない。被告法人は、報道の自由や知る権利について縷々主張するが、「提訴記事」を目にした読者は、裁判の結果を知りたいと思うのが通常であろう。被告法人にとっては、かかる「知る権利」を有する読者はいないという認識なのであるだろうか。提訴と裁判結果という密接に結びついた一連の事実について、原告の名誉を毀損する「提訴記事」を報道する自由を主張しながら、原告の名誉回復に資する裁判結果については報道しない自由を主張する被告法人の姿勢から導かれるのは、被告法人の原告に対する積極的加害意思である。」（一審原告準備書面（３）２９頁～３０頁）」と主張しても尚、一審被告法人は、別訴の判決結果を報道することを拒否したのであり、結局、一審被告法人の目的は、一審被告福田と同じく、一審原告を社会的に追放することであつたと認められる。

かかる意図は、白石代表が「開沼博さんと言っても知らない方が多いとは思いますが、政府の公職にも就いている立命館大学准教授です。執拗な恫喝の動機が知りたいところ。」と、敢えて一審原告の社会的地位に言及しながら、一審原告が恫喝したことを前提にツイートしていることにも表れている（甲６６）

- （３） 一審被告法人の上記意図は、本件記事に別訴の判決結果を付記した経緯からも裏付けられている。

上述したとおり、一審被告法人は本件記事に別訴の判決結果を付記することなく、原審の弁論は令和６年９月１９日の弁論期日をもって終結された。

その後は和解協議が行われていたところ、一審被告法人は、和解協議において、原審裁判官から不利な心証の開示を受けたがために、令和７年１月２４日に弁論が再開されたことを機に、令和７年２月１３日頃になって本件記事を訂正したのである。

一審被告法人による本件記事の訂正は、読者に正しい情報を与えるため

でも、読者の知る権利に応えるためでも、一審原告の名誉回復を図ったものでもない。

6年間にわたって本件記事を拡散し続け、いわば名誉毀損が既遂に達し、もはや誰も閲覧することもない状態に至ってから、被告法人は、損害賠償義務を免れる目的で、本件記事に別訴の判決結果を秘密裡に付記したのである。

- (4) 一審被告法人は、原審においても、「公開の法廷における口頭弁論期日において、報道の自由に基づく知る権利の享受者であるべき傍聴人の面前で、双方の攻撃防御が尽くされるべきである」(被告法人令和4年11月1日付け弁論分離等に関する上申書)などと主張して、弁論期日による審理に切り替えさせては、期日に多数の支援者を参集させ(甲121)、訴外においても、本訴訟は「メディアの独立を揺るがすスラップ訴訟」であるとする一審原告の名誉を毀損するシンポジウムを開催するなどしていた(甲122)。

一審被告法人は、報道の自由や知る権利など大々的に述べるが、一審原告の社会的評価を低下させる事項については、それが一方当事者の一方的言い分であろうと、報道の自由の名のもとにインターネットや集会で拡散し、一審原告の名誉を回復する事項については、報道の自由への侵害だとか、メディアの独立を揺るがすだとか述べては沈黙することで終始一貫している(この姿勢は一審被告福田と連携していた全ての記者、ライターに共通する。)

かかる姿勢に表れるように、田中の請求を棄却する別訴判決が確定してからも、一審被告法人が約3年間にわたり、本件記事に判決結果を付記することなく拡散し続けていたのは、一審被告法人が一審原告の名誉を毀損することを意図していたからにほかならない。

かかる悪質な名誉毀損による一審原告の精神的苦痛に対する慰謝料額が

200万円を下回ることはない。

5 一審被告法人は本訴訟対応を理由に多額の寄付金を集めている。

一審被告法人は、本訴訟の係属当初から、本訴訟対応を理由に、支援者に寄付を依頼して寄付金集めを行っていたところ(甲121)、原判決言渡し後には、緊急キャンペーンとして更に寄付金集めを行い、その額は令和7年7月31日時点で265万5766円に達した(甲123)。

一審原告への賠償額が55万円にとどめられる一方、一審被告法人がそれを遥かに上回る寄付金を手にする理由はない。

一審被告法人は、本件記事の拡散により一審原告を貶め、その後は、本訴訟をコンテンツ化して寄付金を集めているのであり、これは慰謝料の増額事由として斟酌されなければならない(東京地方裁判所令和6年7月18日判決(令和4年(ワ)第30091号))。

6 一審被告法人は、一審原告への取材すらせず、一審原告の言い分が記載された平成30年11月1日付け回答書(甲13)の内容も把握しようとすらせず本件記事の掲載を断行した。

一審被告法人は、本件記事に、一審被告福田及び田中の主張ばかりを記載した上で、その主張を裏付ける証拠を切り取って貼り付け、今思い出しても辛いと訴外田中が口を震わす場面の動画を本件記事に埋め込み、太字で「原告「言論弾圧と感じた」と強調して表記した上で、「すべてが事実と反する言いがかりで、「非常に悪質な事案」、「こうした人物が公職を務め、教員をしていることに重大な疑念を抱かざるを得ない」との一審被告福田による侮辱的なコメントまで記載して、一審原告を貶めた。

本件記事の配信にあたり、一審被告法人は、別訴訴状に明記され、訴状とともに証拠提出もされていた回答書(甲13)の存在も内容も把握せず、一審原

告への取材も行わず、木野龍逸記者（甲 6 ～甲 8）、和田珠輝記者（甲 9）、毎日新聞社会部伊藤直孝氏（甲 8 3—1）が当然のように行っていた一審原告または一審原告代理人に対する取材申入れすら「報道の自由の関係から問題を生じかねず社会通念に反する」「過剰な負担」としてと認識し、結果、何ら一審原告の言い分の確認もしないまま本件記事の配信を断行した（一審原告準備書面（5） 1 4 頁～1 6 頁）。

本件は極めて悪質な名誉毀損事案であって、一審原告の精神的苦痛に対する慰謝料額は 2 0 0 万円とされるべきである。

7 現に多大な不利益が発生し、一審原告の業務上の信用は著しく害されたこと

本件記者会見が実施され、本件記事が配信された平成 3 1 年 3 月 7 日は、福島県の復興を専門とする一審原告に対してマスメディアや行政などからの仕事が集まる 3 月 1 1 日の直前であった。

仮に、別訴に関し、新聞等で記事が掲載されていた場合、それまでに収録していた番組や記事の差し替え、出演者・登壇者の入れ替えなどに各媒体や行政の担当者が追われることになり、またその混乱を関係者に強く印象づけることができるタイミングであった。

一審被告福田は、それを見越して、司法記者クラブの幹事社を通じて、本件通知を拡散した上で、平成 3 1 年 3 月 7 日に本件記者会見を実施し、実際、一審被告福田と軌を一にして行動する記者らは、一審原告の職場である大学や一審原告がそれまで継続的に仕事をしてきた取引実績のある出版社、そして日常的に付き合いのある福島県庁、福島のマスメディアが出入りする福島県庁の記者クラブに、本件記者会見の内容を通告した（甲 1 0）。

その後、インターネット上で「開沼博」などと検索すると、上位に本件記事が表示され、wikipedia などの原告のプロフィールの中にも定期的に本件記事の内容が書き込まれた（甲 1 1 4）。

これにより、既に決まっていた一審原告の仕事はキャンセルされ、新規の仕事も大きく減り、一審原告は経済的に多大な損害を被った（甲10）。

加えて、大学教員である一審原告にとって、学生を恫喝して要求を受け入れさせる教員であるとの事実摘示は、業務上の信用を著しく害すものであり、社会的にも甚大な損害を被った。

8 結語

以上のとおり、一審原告の甚大な損害は6年以上にわたる一審被告法人によるインターネット上での本件記事の拡散によってもたらされていること、それは、一審被告法人が一審被告福田と連携して、一審原告を社会的に追放することを目的としていたためであると認められること、一審被告法人は別訴判決が確定してからも約3年間、意図的にその結果を報道せずに本件記事を拡散し続け、その間、本訴訟対応を理由に多額の寄付金を集めていること、報道機関を名乗りながら一審原告への取材すらせず、その言い分の確認もせずに、一方当事者の一方的言い分に基づく本件記事の配信を断行し、一審原告に甚大な損害を与えたことからすれば、一審被告法人の一審原告に対する賠償額は220万円（慰謝料200万円＋弁護士費用20万円）とされるべきである。

以上